

# 京都外国語短期大学試験における不正行為に関する規程

昭和61年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、京都外国語短期大学試験に関する規程第9条第2項の規定に基づき、定期試験、平常試験及び追試験(以下「試験」という。)における不正行為の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(不正行為者)

第2条 この規程において「不正行為者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 本人に代わって受験した者及びそれをさせた者
  - (2) 答案用紙を他の受験者のものとする者及びそれに応じた者
  - (3) 答案を他の受験者に見せたり、口伝えした者及びそれに応じた者
  - (4) 他の受験者の答案をのぞき見した者
  - (5) 紙片、筆記用具、机等にあらかじめ書き込んだ者及びこれを利用した者
  - (6) 教科書、参考書、ノート、携帯電話その他の電子機器等で使用が許可されていないものを試験中に使用した者
  - (7) 教科書、参考書、ノート、携帯電話その他の電子機器等で使用が許可されているものを試験中に貸借した者
  - (8) レポートの作成に当たって剽窃行為をした者
  - (9) 試験監督者の指示に従わない者
  - (10) その他前各号に準じる行為を行った者で、教授会において不正行為者と認められた者
- (試験監督者の対応)

第3条 試験監督者は、不正行為者を認めた場合は、直ちに当該科目の受験を中止させ、学生証、答案用紙及び不正行為関係物品を提出させる。

2 試験監督者は、速やかに報告書を作成し、前項の提出物を添えて学生部長に提出する。

(学生部長の対応)

第4条 学生部長は、前条の報告を受けた場合は、試験監督者及び教務部長の立会いの下に当該学生から事情を聴取し、不正行為の事実確認を行った上、当該学生に顛末書を作成させる。

2 学生部長は、学生指導委員会の議を経て、当該経緯を教授会に報告する。

(教授会の審議)

第5条 教授会は、学生部長の発議に基づき、京都外国語短期大学学則第59条の規定に従い、不正行為者の懲戒処分について審議する。

2 前項の審議において、教授会は、併せて当該学生の受講科目の取扱いについて審議する。この場合、当該学期の全受講科目の成績評価を失格にすることを原則とする。

(懲 戒)

第6条 懲戒は、学長が行う。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 10 年 4 月 1 日改正、平成 21 年 2 月 24 日改正、平成 27 年 2 月 25 日改正)